

学校法人福山大学役員の給与等に関する規程

平成5年4月1日制定 規程第31号

平成23年6月1日改正

平成29年4月1日改正

令和2年1月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人福山大学の役員の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の給与)

第2条 理事長、副理事長、常務理事及び常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、常勤理事俸給表（別表第一）のとおりとし、理事会において決定する。ただし、学校法人福山大学教職員である常勤理事の給与については、学校法人福山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

2 常勤理事における在職年数等を勘案して、常勤理事俸給表における号俸の適用を変更することができる。

(理事手当)

第3条 常勤理事には、常勤理事手当表（別表第二）による理事手当を支給する。

(諸手当)

第4条 常勤理事の通勤手当及び扶養手当並びに常勤監事の通勤手当については、給与規程に定める事項を準用する。

(賞与)

第5条 常勤理事の賞与（期末、勤勉手当）は、給与規程に定める事項を準用する。

(退職金)

第6条 常勤理事の退職金は、学校法人福山大学教職員退職金規程に定める事項を準用する。

(監事の給与)

第7条 常勤監事の給与は、常勤監事俸給表（別表第三）のとおりとする。

(非常勤理事・監事手当)

第8条 非常勤の理事及び監事とその職務執行のために出勤した場合においては、非常勤理事・監事手当表（別表第四）による非常勤理事・監事手当を支給するものとし、原則として当日支給する。

(給与の支給方法)

第9条 常勤の理事及び監事の給与等の支給方法については、給与規程に定める事項を準用する。

(給与改定)

第10条 常勤理事俸給表、常勤監事俸給表、常勤理事手当表及び非常勤理事・監事手当表については、人事院勧告に基く国家公務員の給与改定を参考とし、改正することができる。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

別表第一

常勤理事俸給表

号俸	俸給月額
1	400,000円
2	450,000
3	500,000
4	550,000
5	600,000
6	650,000
7	700,000
8	750,000
9	800,000
10	850,000
11	900,000
12	950,000
13	1,000,000
14	1,050,000
15	1,100,000
16	1,150,000
17	1,200,000
18	1,300,000
19	1,500,000

別表第二

常勤理事手当表

号俸	手当月額
1	100,000円
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000

別表第三

常勤監事俸給表

号俸	俸給月額
1	300,000円
2	400,000
3	500,000

別表第四

非常勤理事・監事手当表

号俸	日額
1	20,000円
2	30,000
3	50,000